

社会医療法人の事業報告、約8割に法令違反- 10年度、グロスネット調査

ツイート 19

おすすめ 3

B1

2010年度末までに社会医療法人の認定を受け、同年度の事業報告を行った119法人の8割近くに当たる93法人の報告内容に、予算・決算総会の開催が記載されていないなど何らかの法令違反があったことが、医療経営コンサルタント業「グロスネット」(東京都中央区、松田純一郎会長)の調査で明らかになった。社会医療法人は、通常の医療法人よりも公益性が高い医療をカバーする一方、本業の「医療保健業」への法人税が非課税扱いになるなどの優遇措置を受けており、松田会長は「コンプライアンスの順守は必須」と話している。

調査は、10年度末までに39都道府県から認定されていた社会医療法人120法人(1法人は診療所運営型)による事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、監事監査報告書が対象で、11年10月から昨年8月にかけて実施。これらの書類を提出していなかった1法人を除く119法人分の記載内容について、医療法や政省令、関連通知などへの違反がないかどうかをチェックし、「社会医療法人の事業報告書等の実態調査報告書」にまとめた。

その結果、119法人の78.2%に当たる93法人の報告内容には、医療法で義務付けられている監事監査報告書が未提出だったり、決算総会か予算総会のどちらかの開催しか記載されていなかったりといった法令違反が見つかった。

違反が見つからなかった26法人のうち25法人の報告にも、本来は「資本剰余金」と記載すべき項目を「資本金」とするなどのミスがあった。

予算・決算総会の開催状況など計40項目ごとに、医療法への違反か記載ミスかなどによって1-5点を加えた結果、8法人では合計点数が15点以上になった。グロスネットではこれらの法人について、「法令無視の状態にあると言わざるを得ない」と指摘している。

【兼松昭夫】

(2013年05月08日 13:36)

出典:医療介護CBニュース - キャリアブレイン

<http://www.cabrain.net/news/article/newsId/39799.html>